

伊豆の国市告示第30号

伊豆の国市障害者等に対する移動支援事業に関する規則（平成18年伊豆の国市規則第50号）第9条第4項に規定する利用者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して市長が定める額を次のように定め、平成25年4月1日から施行する。

なお、伊豆の国市障害者等に対する移動支援事業に関する規則第9条第3項に規定する利用者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して市長が定める額（平成21年伊豆の国市告示第41号）は、平成25年3月31日限り廃止する。

平成25年3月22日

伊豆の国市長 望 月 良 和

- (1) 次号から第5号までに掲げる者以外の者 37,200円
- (2) 伊豆の国市障害者等に対する移動支援事業に関する規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定により利用の決定を受けた障害者（以下「利用決定障害者」という。）であって、当該利用決定障害者及び当該利用決定障害者と同一の世帯に属するその配偶者について移動支援サービスのあった月の属する年度（移動支援サービスのあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第314条の7並びに附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が16万円未満であるもの 9,300円
- (3) 規則第6条第1項の規定により利用の決定を受けた障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。）（以下「利用決定保護者」という。）であって、当該利用決定保護者及び当該利用決定保護者と同一の世帯に属する者について移動支援サービスのあった月の属する年度（移動支援サービスのあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が28万円未満であるもの 4,600円
- (4) 利用決定障害者及び当該利用決定障害者と同一の世帯に属するその配偶者又は利用決定保護者及び当該利用決定保護者と同一の世帯に属する者が移動支援

サービスのあった月の属する年度（移動支援サービスのあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（伊豆の国市税条例（平成17年伊豆の国市条例第52号）で定めるところにより市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において当市に住所を有しない者を除く。）である場合における当該利用決定障害者又は当該利用決定保護者 零

- (5) 利用決定障害者及び当該利用決定障害者と同一の世帯に属する者又は利用決定保護者及び当該利用決定保護者と同一の世帯に属する者が移動支援サービスのあった月において被保護者（生活保護者（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）又は要保護者（同条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であって第1号から第3号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上限月額としたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者でこの号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものに該当する場合における当該利用決定障害者又は当該利用決定保護者 零